

安保法制違憲訴訟あいち NEWS

No. 8
2020.4.24

安保法制違憲訴訟の会あいち 発行

3名の証人を申請、さらに証人尋問の実現を！

2月14日、第7回口頭弁論が開かれました。青木友加弁護士から、被告(国)の平和的生存権に関する主張に対する反論があり、青山邦夫弁護士からは裁判所に違憲立法審査権を求める陳述がありました。原告の意見陳述では、ペシヤワール会名古屋の五井泰弘さんが亡くなられた中村哲さんの想いを陳述され、原発避難者の渡辺優子さんは原発と安保法制によって人権を無視される苦痛を訴えました。さらに、弁護団は3名の証人を申請しました。

全国では群馬と神奈川において証人尋問が行なわれましたが、多くが証人尋問も行わず却下されています。愛知の訴訟では、何としても証人尋問を実現させたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大で5月の裁判は延期となり、次回は7月10日になりました。この間安倍政権はひたすら改憲と東京五輪を目指し奔走してきました。そし

て東京五輪の開催を目前に安倍政権の「嘘と傲慢」を暴くかのように新型コロナウイルスの感染拡大が起きたのです。まさに天網恢恢疎にして漏らさず。(天が張り巡らした網は、目が荒くても悪人や悪事を逃さない)もはや安倍首相のどんな美辞麗句も通用しません。

さらに、4月7日、コロナ禍のなか緊急事態宣言が発せられました。私たちの行動の自由と教育を受ける権利が一時的ではありますが侵害されてしまいました。「これは戦争だ」などという声まで聞かれ、この機に乗じて緊急事態宣言を改憲に利用しようとする動きがみられます。改憲を阻止するためにもこの裁判は重要です。証人尋問を実現させましょう！法廷をいっぱいにしましょう！



2月14日
報告集会の様子



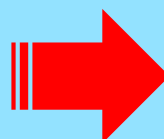
証人尋問の実現を求める 要請ハガキを送ってください！

第7回の口頭弁論で、小西洋之さん・飯島滋明さん・布施祐仁さんの3名の証人を申請しました。尋問を実現させるために裁判所へハガキを送りましょう！

重要なお知らせ

延期に
なりました

~~5月8日(金)
第8回 口頭弁論~~



7月10日(金)

第8回 口頭弁論

10:00 集合 名古屋地裁南側
11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷
12:00 報告集会 桜華会館 or 弁護士会館

原告意見陳述に臨む

原告 五井泰弘さん

中村哲医師の想いを抱いて



た。私自身の事を意見として述べるのはさほど大変ではありませんでした。アフガニスタンの現場で活動中、命の危険に直面した幾つかの具体的事実をしっかりと伝えることが出来ればと思っていましたから。然し今回弁護団から声がかかったのには「ペシャワール会中村哲医師」が武装勢力の凶弾に倒れ、

安保法制違憲訴訟第7回口頭弁論で意見陳述をさせて頂きましたが、最初お話を頂いたのが12月中旬で年が明けて書面作成で悩み、2月14日の裁判までの2ヶ月間は、私にとってとても緊張した長い日々でし

彼の分まで気持ちを述べて欲しいと(聞いていませんが)、勝手に思い込んでいたのでプレッシャーが相当ありました。又、中村哲さんが亡くなり、落胆していた時期でもありましたので悶々の日が続きました。しかし陳述当日は逆に晴れ晴れとした気持ちでしつかり臨むことが出来ました。多くの傍聴の皆さんの励まし、そして故中村さんの後押しを感じ、其の想いをしつかり述べる事ができたからです。

海外の紛争地でNGO活動する立場からは、安保法制による自衛隊の「駆けつけ警護」は邦人の救出を名目に武器携帯と武器使用を認めるもので、戦闘行為と奪還作戦に繋がります。救出どころか命の危険に晒すもので到底認められるものではありません。明らかに平和的生存権の権利侵害に当たり憲法違反です。名古屋裁判に勝ち、廃案まで共に頑張りましょう。

原発事故と安保法制により命の危険を負わされる苦痛



ほとんど知られていません。理解が得られにくい話をするのは勇気が要りましたが、せめて仲間である傍聴する皆様にはご理解いただきたいと思い、当日汚染地図を配らせていただきました。

放射能まみれで暮らせ、戦闘の危険がある所へ行けと言う政権によって、人権を無視する憲法違反だらけの今の日本が作られています。それだけではなく今までの原発裁判や自衛隊関係の裁判を見れば、国策にノーと言わない裁判官たちの責任も

「計らない、知らせない」を原則とする政策や報道規制により、原発事故時に私が住んでいた千葉県松戸市に飲食も18歳未満の人が作業することも制限される放射線管理区域と同等の土壤汚染が点在することは、

大いにあると考えています。保身や出世を考えれば弱い立場の市民の訴えを通す気にはなれないのだと思います。

国側に立つ裁判官はよくこう言います。「原告たちが耐えられないほどの精神的苦痛を受けたとまでは認められない。」と。原発事故で命や健康を国から踏みにじられ続け、安保法制でまた同じ命の危険を背負わされる苦痛。しいたげられた経験のない裁判官には私の心の内は想像しにくいことでしょう。だからこそ、安保関連法制で自衛隊の演習や行動範囲が変わり、それを受けて教育現場にも影響が出ていることを、裁判官に知って欲しいと思いました。世界の問題に対して「平和的に解決をする日本」と「武力で解決をする日本」、今の日本はどちらのイメージを次世代を担う子どもたちに伝えているか、その責任を裁判官も負っていることをはっきりと自覚して欲しいと願い、裁判官に力を込めて訴えた意見陳述でした。傍聴席の皆様の応援がとてもありがたかったです。

原告 渡辺優子さん

弁護団意見陳述の狙い



被告第2準備書面に対する反論

青木有加弁護士(第14準備書面)

1 準備書面(14)－被告第2準備書面に対する反論

第7回口頭弁論に向けて準備書面(14)を提出しました。この準備書面は、昨年6月の被告第2準備書面に対する反論です。被告国は、①平和的生存権の内容が不明だ、②自衛隊イラク派遣差止訴訟名古屋高裁判決が平和的生存権を判示した部分はいわゆる「傍論」で「先例的としての価値がない」と主張しています。

2 平和的生存権の「内容が不明」という国の主張に反論

「内容が不明」というだけで平和的生存権の具体的権利性を否定するならば、他の憲法上の権利もおよそ保障されないことになること、そして被告第2準備書面は原告らが裁判例を根拠に平和的生存権の具体的権利性が認められると主張しているとしていますが、それは原告らの主張に対する誤った理解で、原告らは昨年4月に提出した準備書面(3)で、日本国憲法第9条、前文第2段の歴史的背景から論述し、平和的生存権が戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、第9条および第13条をはじめとする第3章の諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の基底的権利で、自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利である、と主張しました。

3 自衛隊イラク派遣差止訴訟名古屋高裁判決が平和的生存権を判示した部分はいわゆる「傍論」で「先例的としての価値がない」という主張に反論

まず、自衛隊イラク派遣差止訴訟名古屋高裁判決(以下「名古屋高裁判決」)は、控訴人ら(原告ら)の請求について判決主文の結論を導く過程において平和的生存権の具体的権利性を認める判断をしたというべきである。

次に、イングランド法などの判例法主義(法の基本的な部分の多くが判例法によって定められていて、判決の先例拘束力が強いので、判決の中で、先例拘束力が生じる「判決理由」の部分とそうではない「傍論」部分をわける必要がある。)とは違い、日本法は、成文法主義(制定法が法の土台で判例はそれを補足する)で、判決の「判決理由」と「傍論」を区別して先例的価値を測る意義は乏しいから、被告国の主張は誤っている。

三つ目は、国は答弁書と準備書面で判決の「傍論」部分を自身主張を補強するために引用しており、被告国の主張はこの訴訟の中で矛盾している。

四つ目は、日本の裁判所は傍論部分で憲法判断をしてきたし、その役割は大きい。

4 名古屋高裁判決の憲法学界の反応

準備書面(14)の最後に、2009年から2010年にかけて、有力な法律雑誌で、憲法学者らが、名古屋高裁判決を、「平和的生存権を定義し具体的権利性を肯定した2008年度の注目すべき平和主義に関する憲法判例」等と評価し論じたことを紹介しました。

弁護団意見陳述の狙い



違憲立法審査権について

青山邦夫弁護士(第15準備書面)

準備書面(15)は、違憲立法審査権について主張しました。

原告らが訴えた訴訟は、新安保法制法が憲法に違反する法律であるかどうかを裁判所に判断してもらうのが主たる目的の裁判です。裁判所に違憲立法審査権の行使を求めるものです。

裁判所は、当事者から問題の法律が憲法に違反するという主張が出されても、判決の結論を導くために必要性がなければ、憲法判断をしないのが一般的です。法律に規定があるわけではありませんが、憲法判断回避の準則と言われているもので、一般的に認められています。

本件の訴訟についていえば、原告らに権利侵害がないということになれば、憲法判断をしないで原告の請求を棄却するという判決になります。

被告国は、平和的生存権・人格権が国家賠償法上の保護に値する権利ないし法的利益ではないと主張するのみで、新安保法制法の違憲性について十分な認否反論をしません。被告国がこのような態度をとるのは、平和的生存権・人格権の権利性・法益性を否定することができれば、新安保法制法の違憲性判断を回避することができると考えているからです。

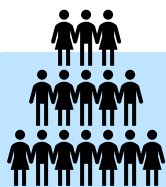
なお、明白に憲法に違反する法律を国会議員が作ることは国家賠償法上違法であると、最高裁判所の判例も認めていますから、平和的生存権・人格権

の権利性・法益性が認められれば、裁判所は新安保法制法の違憲性について判断しなければなりません。原告らとしては、平和的生存権・人格権の権利性・法益性を論証するとともに、原告らが平和的生存権・人格権の侵害を受けた事実を立証してきましたから、裁判所はこれを認めるべきであると考えています。

問題は、平和的生存権・人格権の権利性・法益性が認められない場合でも、裁判所に新安保法制法の違憲性を判断してもらう理屈はないかということです。

憲法が違憲立法審査権を裁判所に与えたのは、基本的人権を擁護するとともに、憲法秩序を守るためです。個人的権利の救済を超えて、憲法秩序を守るために、違憲立法審査権を行使すべき場合があります。それ故、先に述べた憲法判断回避の準則を絶対的なものとするべきではありません。多くの憲法学者も、事案によっては、判決の結論を導くためには必要性がない場合も、憲法判断をすることができるかと述べています。

これらの学説は大いに評価すべきですが、さらに進んで、憲法判断をしなければならない、しなければ違法であるという事案があるというのが、準備書面(15)で主張したところです。新安保法制法は、憲法の三大原則のひとつである恒久平和主義を否定する法律で、明らかに、憲法秩序を崩壊するものです。違憲立法審査権を行使して、新安保法制法が憲法に違反することを明らかにするのが、裁判所の責務であると考えます。



次回期日までお元気で

ウィルスには国境、民主主義、人間の価値観は通用しません。くれぐれも、無理をせず、油断することなく、力をため、このコロナ禍を生き抜きましょう。

報告集会

大きなうねり再び

第7回の口頭弁論終了後、桜華会館で原告・サポーターが集まり報告集会を行いました。陳述をした弁護士、原告から感想を話していただき、質問や意見交換を行いました。

松本弁護士からは今後の裁判の進行の説明があり、「裁判では傍論であっても違憲判決を目指す。本日、原告本人尋問の要請をした。もし裁判長より何人かと聞かれたならば、『全員』と答える予定であったが、聞かれなかった。今後もみなさまの理解と協力をお願いしたい」との発言がありました。

＜主な質疑応答＞

Q 違憲審査権について？

青山弁護士：東京の準備書面を参考に、憲法判断をすべき領域について踏み込んだ議論を加えた。表現の自由などはきちんと憲法判断すべき領域である。

Q 陸上自衛隊員の出動命令拒否裁判の状況はどうなっているのか。

松本弁護士：現職自衛官が憲法違反の安政法制により出動命令が出た場合、従う義務はないと訴えた裁判で、「日本の存立が脅かされる事態が発生する明白なおそれがあるとは認められない」として、訴えを退けた。この裁判の経過は次のようなものである。

①東京地裁において却下。②東京高裁において、訴えの利益があるとして地裁へ差し戻す。③国が最高裁へ上告、最高裁は高裁へ差し戻し。④東京高裁において判決。この一連の過程で分かることは、司法は何も判断していないということである。

Q 現在、(安政法制が違憲だという運動の)一時のうねりは小さくなり危機は深まっている。感情的に耐えられない！

柄多貞介弁護士：法律は感情ではなく理屈である。国は立法行為だけでは損害は発生しない。つまり、現実の危険はない我慢しろという。東京地裁をはじめ、一連の判決はまったく心がこもっていない。感情的に耐えられないことは理解できる。



全国の訴訟状況

全国の原告総数 7704名
提訴済 計22地域 25裁判

全国で25の裁判が取り組まれている安政法制違憲訴訟は、現在までの札幌地裁、東京地裁民事1部(国賠訴訟)、大阪地裁、東京地裁民事2部(差し止め訴訟)で判決が出され、原告敗訴となり、いずれも控訴をしています。

一方で、前橋地裁(群馬)、横浜地裁、女の会の東京地裁民事10部、長崎地裁、埼玉地裁、福岡地裁(差し・国賠)では証人尋問や原告本人尋問が実現しています。

敗訴をした各裁判所では、いずれも原告側の証人尋問をすべて却下し、「平和的生存権」の具体的な権利性を否定し、人格権を脅かすほどの戦争の危険性はないと判断をしました。しかし、これまで判決が出された中

では安政法制の合憲判断はされていません。札幌高裁でも半田滋さんらの証人尋問が認められたとのことです。

新型コロナ禍で愛知同様全国の裁判も期日の延期が続出していますが、各地で原告・弁護団の力強い取り組みが進められています。各地の訴訟の様子は以下のサイトから見られますので、ぜひ参考にしてください。

安政法制違憲訴訟の会ホームページ <http://anpoiken.jp/>

こぼれ話

新型コロナ禍で、集会や会議もままならない中、全国の安政法制違憲訴訟原告団がWeb会議ツール「Zoom」を使い始めました。まだ参加者は少ないですが、これまで、直接顔を合わせて話す機会がなかった原告同士が繋がれる一歩となっています。コロナ禍の唯一の朗報か？！



安保法制違憲訴訟あいち 今後の裁判の展望

被告に認否を迫り、証人尋問を実現しましょう！

松本篤周弁護士事務所 局長

5月8日の弁論は新型コロナウイルス対策のため中止となり、進行協議に変更になりました(注:その後進行協議も中止)。次回弁論期日は7月10日11時の予定です。

2月の弁論で3名の証人を申請しました。さらに憲法違反の主張に対して「争点と関連しない」などとしてまともに認否しようとする被告に対して、近日中に、被告が合憲の主張をしておきながら、個々の争点に対して認否をしないのは、民事訴訟の原則から見て不当であるとし

て、被告が認否を回避している箇所を具体的に39カ所あげて、正面から認否するよう求め、裁判所に対しても被告に認否を促すように求める書面を提出する予定です。

今後は、被告に憲法違反の主張に対して認否を迫り、裁判所に争点を明確にする訴訟指揮をすることと、その上で証人の採用を迫る取り組みを進めることとなります。

第7回口頭弁論で証人申請をしたのは、学者や専門家です。今後は、原告の本人尋問も裁判所に求めて行きます。現在、弁護団の方で陳述書を提出していただいた原告の中から人選を行っています。原告本人尋問の重要性と心構えを共同代表であり元裁判官の下澤さんに解説していただきます。

Q 原告本人尋問って、何を聞かれるの？



私がお答えします！！

原告共同代表 元裁判官 下澤悦夫さん

安保法制違憲訴訟も法律上・事実上の主張がほぼ終わり、立証段階に入りつつあります。そこでは安保法制法の制定・執行によって、原告が深刻な被害を被っている事実を証明する必要があります。原告陳述書はそのための有力な証拠となります。

加えて弁護団は裁判所に原告本人尋問の申請をすべく準備中です。法廷で宣誓したうえでする原告本人の供述は、原告陳述書よりも証拠としての証明力が格段に優るからです。その理由は、原告本人の供述に対し、相手方被告国代理人からの反対尋問権が保障されており、そのテストを受けるからです。

原告本人尋問のやり方は、まず原告代理人弁護士に

よる主尋問から始まります。主尋問は、原告陳述書の内容の範囲内で、順序に従い一問一答式で質問がなされます。各原告は本人尋問の前に、自分の原告陳述書の内容をおさらいしておけば十分です。当日それを忘れてしまったとしても、その時点で記憶している事実をそのまま供述すればよいのです。

主尋問が終わった後、被告国代理人が反対尋問をするのが通例です。この反対尋問を恐れることはありません。そこで、かりに不利な供述をしたとしても、そのときには原告代理人が更に原告に対する再主尋問を行い、それを是正してくれるはずですので、落ち着いて原告本人尋問に臨みましょう。

クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？

時の政権の身勝手や 理不尽を正す

金井英人弁護士

プロフィール

愛知県名古屋市出身
2004年 名古屋大学法学部卒業
2009年 名古屋大学法科大学院修了
2012年 司法試験合格
2013年 弁護士登録 名古屋法律事務所入所
[趣味・特技] ドライブ、少林寺拳法



こんにちは、安保法制違憲訴訟名古屋訴訟弁護団で事務局次長を務めさせていただいております、弁護士の金井英人(かないひでひと)です。毎回の口頭弁論期日や裁判報告集会では、大型のスーツケースに大量の裁判記録を入れて持ち運ぶという肉体労働に従事する姿で皆様のお目にかかっているかと思えます。

弁護団での実際の私の担当としては、弁護団員から送られてきた準備書面案や原告の方の意見陳述の原稿を裁判所に提出する書式に書き換えたり、証拠の整

理をしたり、期日のもちかたについての裁判所との打ち合わせをしたりといった事務的な業務を行っています。

学生の頃、私は名古屋地方裁判所で提起された自衛隊イラク派兵差止訴訟に原告として参加をしました。

時の政権の身勝手により、なぜ自衛隊員が殺し殺される危険の高い地域に送られなければならないのかという疑問と、同じ日本人として他国の人々に危害を加えてしまう理不尽さへの憤りを抱いていた私にとって、訴訟への参加は自分のそのような思いや立場を明らかにする手段になりました。

いま、代理人として原告のみなさんの陳述書や意見陳述を見聞きするたびに、お一人お一人がこの訴訟の原告として政権の横暴に向き合い、平和を願う思いの強さを感じます。そうした思いを生のままに、裁判所に、そして被告である国に訴えかけられるよう、これからも尽力していきたいと思っております。



半田滋さん講演会報告

「安保法制下の自衛隊」

2月24日、安倍9条改憲阻止の運動を行う、「安倍9条改憲NO!あいち市民アクション」主催で、東京新聞論説委員兼編集委員の半田滋さんを講師に、「安保法制下の自衛隊」というテーマで講演会が行われた。この講演会は、市民アクションが新しく「改憲発議を止める全国署名」に取り組むにあたってのスタート集会として行われた。

半田さんは、2015年9月17日に安保法制の成立後、2018年には宇宙、サイバー、電磁波といった新たな分野を盛り込んだ防衛大綱が策定されたことを問題視し、これにより、護衛艦「いずも」の空母化、先制攻撃もできる長距離巡航ミサイル、イーグリス・アショアの導入など軍事力の強化が進む実態を説明され、これらは自民党の国防部会の提言を丸呑みしたものであり、安倍政権の政治主導で自衛隊の精鋭化と対米追従が進んでいる

ことを指摘された。

また、安保法制下での自衛隊の活動は、南スーダンPKOで「駆けつけ警護」「宿営地の共同防護」、2017年には緊迫する朝鮮半島情勢をめぐって初の米軍の補給艦に対し「米軍防護」を実施、2019年には、シナイ半島へイスラエル・エジプト両軍の停戦監視活動のために自衛官を派遣されたとし、その問題点も指摘された。更に、安倍政権は「自由で開かれたインド太平洋戦略」を打ち出し、米国・インドの共同訓練に参加したりインド洋や南シナ海で単独訓練や、日米共同訓練、米・印の他にもフィリピンやオーストラリア・フランスを含む多国間訓練を繰り返し、対中包囲網の一翼を積極的に担おうとしていることも話された。憲法違反の安保法制下で実体的に懐憲が進んでいることに対し、改めてこの裁判の重要性を実感した。

(M.Yamamoto)



初めて参加させていただきました。裁判の雰囲気が良くわかりました。事前説明会での青山先生の意図も理解できました。原告の方々の陳述ももらい泣きしそうでした。報告集会では原告の方々の陳述の裏側を知れて良かったです。「法廷の空気をふるわせる」ことが大事との青木弁護士の言葉に共感しました。

原告 平岩まり子さん

本当に素晴らしい原告2名の口頭弁論でした。特に渡辺さん、心にジンジン響いてきます。「私的なことは政治的なことである」これは女性運動の標語ですが、まさにこれを体現する証言内容でした。

岡田夫佐子さん

渡辺さんの陳述に胸うたれました。原発事故によって押さえつけられたこと、抑圧されたことを伝えてくださり、ありがとうございます。五井さんの陳述は中村医師の思いを伝え重みがありました。そこに中村さんが立っているようでもありました。

青山弁護士の準備書面によるお話は理路整然としてわかりやすく、国会議員が違法行為をしたと認識を新たにしました。

青木弁護士さん「法廷の空気のゆれ」を私も感じることができました。

原告 石原潔さん

いつもながら原告の方々の陳述には感動し、もっと多くの人に参加し、聴いてほしい気持ちでいっぱいです。関係者の方々のご苦勞を痛感し感謝します。

原告 安藤雅子さん

イラク、ペルシャ湾に派遣された自衛官が20名余り自死しています。その家族を探し出し証人陳述してもらえば、裁判官にインパクトを与えるのではないのでしょうか。安倍政権は調査研究として自衛隊を派遣しました。調査内容を有志国に伝え、それにより戦争行為が起きれば自衛隊は巻き込まれる恐れがあります。家族にとって心配は尽きないのでは。

原告 植村寛郎さん

大変わかりやすいいねいな口頭弁論で裁判官も必ず良く理解していただけたと思う。特に原告意見陳述は大変感動的で心を打つものだった。中村哲さんの志をつぐ意味でも裁判の応援する人を増やしていきたい。違憲審査の正しい判断を願っている。

サポーター 依田幸男さん



重要 原告陳述書提出のお願い

安保法制成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を原稿にまとめ右記メールアドレスへお送りください。弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。

第8次締め切り日：2020年5月15日（金）

会費とカンパのお願い

2020年会費の入金をお願いします。
みなさま、これから証人尋問などで費用が掛かります。一層のご支援をよろしくお願いたします。

ゆうちょ銀行
振込先 加入者名：安保訴訟あいち
郵便振替口座：00850-2-217427
☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、
サポーターは継続して募集しております。

会計報告

20年1月~3月

19年度繰越金	321,266円
入金部	312,280円
原告年会費	183,000円 (54名分)
サポーター年会費	76,000円 (35名分)
参加費・カンパ	53,280円
出金部	61,695円
事務印刷費	7,985円
事業費	25,550円
郵便通信費	28,160円
弁護団経費	0円
雑費	0円
残高	571,851円



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

w.soshou.aichi@gmail.com

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>